

東大阪市介護保険業務委託事業プロポーザルにかかる質問に対する回答

No.	質問項目	回答
1	実施要領から 2. 業務の概要 ⑤契約金額、契約方法及び契約保証金 (ア)見積り上限額 見積の下限額(最低額はあるのか)	最低額は設定していませんが、想定を大きく下回る見積額の場合、調査させていただく場合があります。
2	仕様書から 1 委託業務の概要 (5)受託者に求めること ④ 業務量を踏まえて、業務の運営に必要な十分な要員が安定的に確保できること。 とありますが、各課それぞれ繁忙期や閑散期はございますでしょうか。	東大阪市介護保険業務委託事業仕様書「別紙4 東大阪市介護保険業務委託 業務一覧」をご参照ください。
3	仕様書から 1 委託業務の概要 (2)業務範囲 ク 新受託者への事務の引継ぎ 今回も引継ぎ期間は前業者様1ヵ月程度を想定されておりますでしょうか。	引継ぎ期間につきましては、契約締結後、現受託事業者と新受託事業者と調整を行うことを想定しています。
4	3 委託業務の要件 (6)情報システムの利用環境 貸与するシステム等 介護保険システム(MCWEL)と介護認定ソフト(SIGNA) 上記システムは令和8年度より変更になる可能性があると思いますが既に想定されているシステム等はございますでしょうか。	システムにつきましては、国が示す標準化に適した介護保険システム及び介護認定システムに変更となる可能性があります。
5	仕様書から 6 介護保険業務の実施 (1)業務内容 ア 業務内容は 別紙4『東大阪市介護保険業務委託 業務一覧』を参照 ※別紙4は定型的な業務の処理工程をまとめた資料であり、委託業務の必要上、一覧以外の処理について、委託する場合がある。 とありますが、定型的な業務以外での必要工数や作業時間をご教示願えますか。	定型的な業務以外が発生した場合となりますので、詳細は回答いたしかねます。
6	令和 8 年3月1日以降で、仕様書にご記載いただいております標準化以外に、システムの入れ替えや導入、業務手順の変更などの予定はございますでしょうか。	標準化以外では、システムの入れ替えや導入の予定はありません。その他、業務手順の変更についても軽微なものを除き、現在は予定していません。ただし、制度改正に伴い変更等が発生する場合があります。
7	「東大阪市介護保険業務委託事業仕様書 P 3 5)受託者に求めること」につきまして、業者選定後、速やかに、配置を予定する人員を記載した体制図を提出するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	「別紙4 東大阪市介護保険業務委託 業務一覧」につきまして、窓口および電話の一次対応は業務範囲に含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、含まれる場合は、1日あたりの件数はどれくらいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、1日あたりの平均件数は、窓口対応が300件、電話対応が450件です。
9	「東大阪市介護保険業務委託事業仕様書 P 5 2)業務範囲 カ 定例会議の開催」につきまして、東大阪市職員様との業務打合せ等のやり取りは、介護認定課、給付管理課、介護保険料課、地域包括ケア推進課、地域福祉課 それぞれで発生するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、定例会議については、毎月各課ごとで実施しています。
10	「東大阪市介護保険業務委託事業仕様書 P 7及び8(6)情報システムの利用環境」につきまして、『令和8年度よりシステム変更の可能性』とご記載いただいておりますが、具体的な変更時期は想定がございましてでしょうか。また変更に伴う業務量の影響について、想定がございましたらご教示ください。	システムの変更時期につきましては、令和9年3月を想定しています。 変更に伴う業務量については、現時点で想定いたしかねます。